

三股町の給与・定員管理等について

地方公務員の給与などについては、地方公務員法の趣旨に沿った運用を実現するため、議会での給与条例、予算審議を通じて公にされ決定されています。本町でも、財政面から見た職員給与の状況を明らかにするため、議会に対して予算説明の一つとして給与明細書を提出し、公にしてきました。これを町民の皆さんに広く理解していただくために、町職員の給与の状況について、次のように公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年 1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
令和4年度	人 25,935	千円 12,159,849	千円 484,988	千円 1,691,469	% 13.9	% 12.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

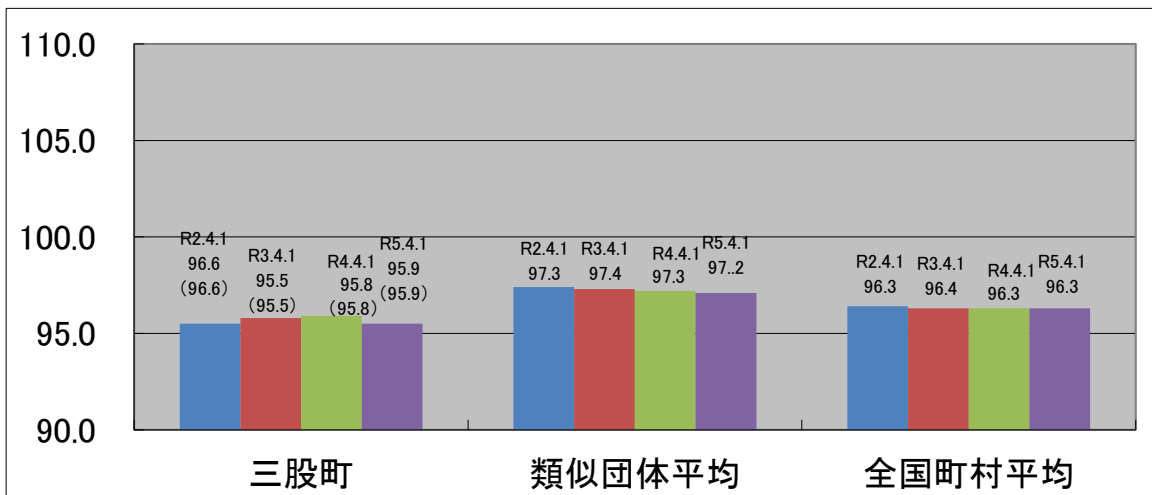
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	151人	千円 569,873	千円 101,041	千円 221,851	千円 892,765	千円 5,912	千円 5,685

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含まない。

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置のため記載不要

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において市民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、据え置き。高齢層については最大4%引下げ。

激変緩和のため、当分の間、経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し [該当なし]

③その他の見直し内容 [実施]

(内容)管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項 [なし]

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三股町	43.7 歳	309,300 円	366,951 円	323,771 円
宮崎県	42.7 歳	310,489 円	375,783 円	334,948 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	41.3 歳	304,046 円	376,949 円	337,759 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三股町	53.8歳	345,400円	359,980円	352,000円	-	-	-	-
うち清掃職員	53.8歳	345,400円	359,980円	352,000円	廃棄物処理業	47.3歳	310,800円	1.16
うち自動車運転手	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-
国	51.2歳	286,942円	329,178円	-	-	-	-	-
類似団体	51.9歳	295,730円	325,909円	314,418円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三股町	-	-	-
うち清掃職員	5,877,760円	4,321,100円	1.36
うち自動車運転手	-	-	-

(注) 技能労務職において該当職員が1人の場合は、個人情報保護の観点から空欄としている。

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2年～令和4年の3ヵ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度において支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職 ※該当なし

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三股町	歳		
宮崎県	歳		
国	歳		
類似団体	歳		

(注) 教育職において該当職員が1人の場合は、個人情報保護の観点から空欄としている。

1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		三股町	宮崎県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	-	-
	中学卒	-	-	-
教育職 ※対象職員なし	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

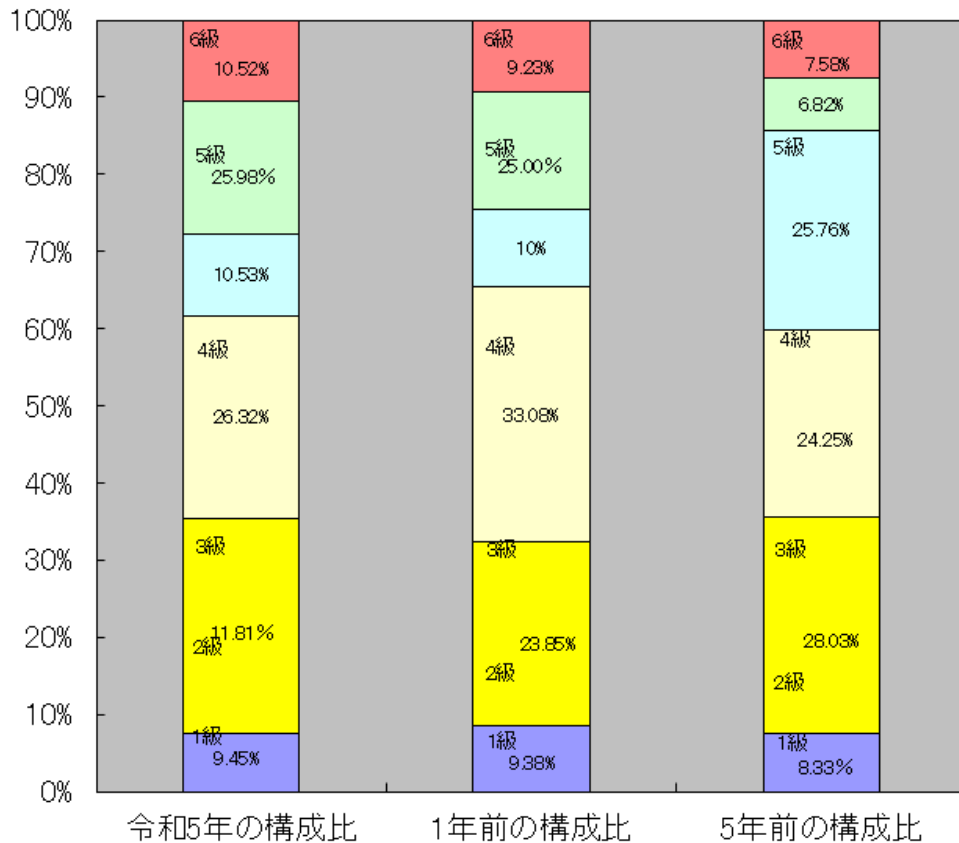
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,100 円	333,700 円	382,200 円	398,700 円
	高 校 卒	235,500 円	290,100 円	345,400 円	382,800 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	343,000 円	378,600 円	371,500 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職 ※対象職員なし	大 学 卒				
	高 校 卒				

3 一般行政職の級別職員数等の状況

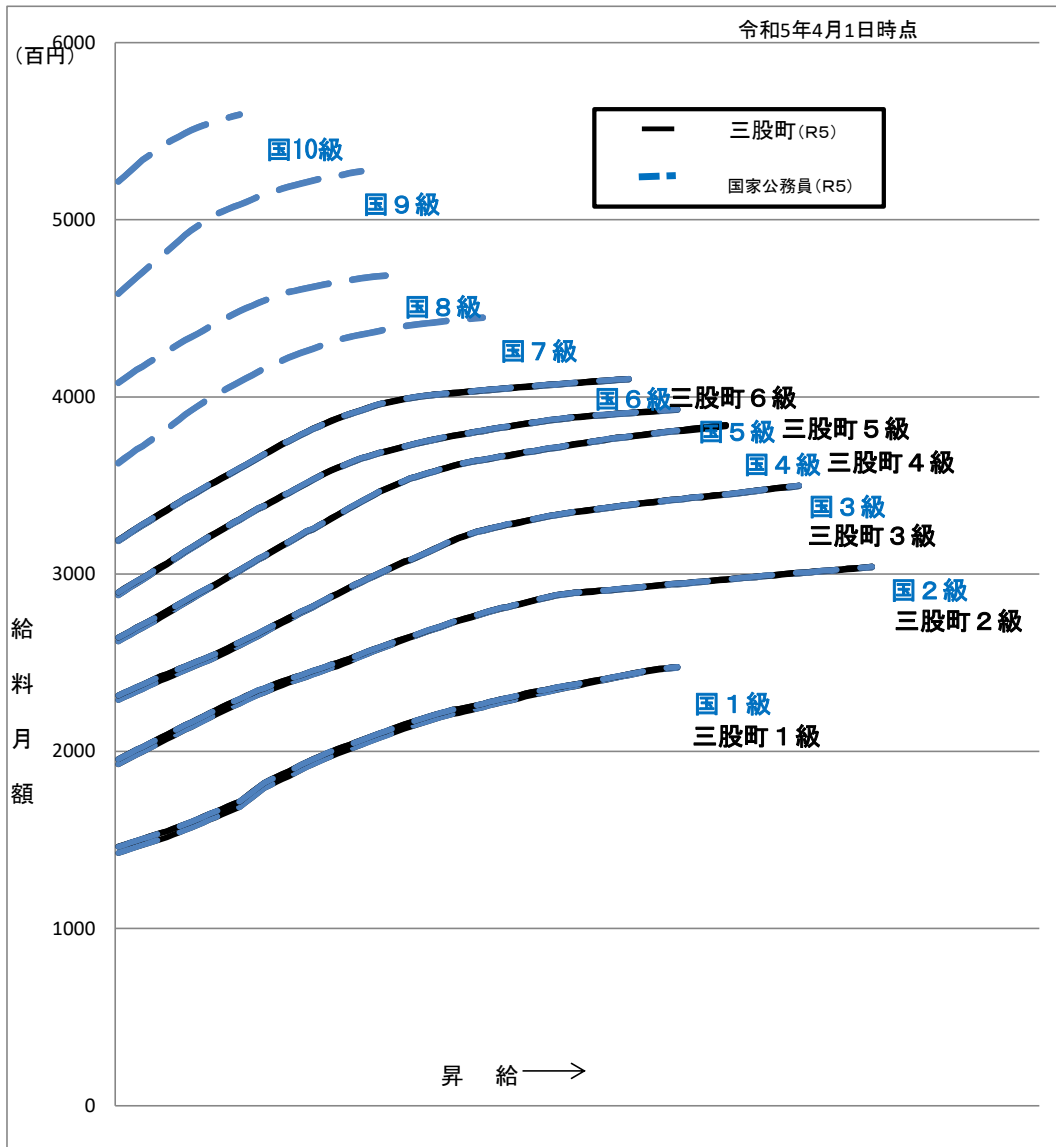
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長 局長 室長 対策監	10 人	7.52%	319,200 円	410,200 円
5級	課長補佐 事務局長補佐 室長補佐 主幹	37 人	27.82%	290,700 円	393,000 円
4級	係長 副主幹	35 人	26.32%	266,000 円	483,200 円
3級	主査	14 人	10.53%	234,400 円	350,000 円
2級	主任主事 主任技師	23 人	17.29%	198,500 円	304,200 円
1級	主事 技師	14 人	10.52%	150,100 円	247,600 円

(注) 1 三股町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (三股町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三股町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,518千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,531千円	-
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.90月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算10~25%

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(三股町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

三 股 町			国		
(支給率)	自己都合	応募・定年	(支給率)	自己都合	応募・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 19,419 千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在) ※支給実績なし

支給実績(令和4年度 決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度 決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度 決算)	330,000			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度 決算)	66,000			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	2.91%			
手当の種類(手当数)	3種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	令和4年度	左記職員に対する支給単価
し尿処理手当	し尿処理施設従事者	し尿処理施設の維持管理業務	330千円	月額5,500円
感染症等防疫作業手当	防疫作業従事者	感染症或いは疑いのある防疫作業業務	0千円	日額1,000円
行旅死亡人等処理作業手当	作業従事者	行旅死亡人等の処理業務	0千円	1件2,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和4年度 決算)	56,007千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度 決算)	313千円
支給実績(令和3年度 決算)	44,458千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度 決算)	251千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績4年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 令和4年度 決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 令和4年度 決算
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外10,000円等 他	同		16,953千円	282,550円
住居手当	貸家の場合、家賃が16,000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27,000円まで	同		10,184千円	275,243円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		5,127千円	43,821円
管理職手当	給料月額×支給率(6%・10%) (管理職区分に応じて)	異	国は給料月額の100分の25の範囲内で、職務の級別等により定額支給	6,600千円	507,692円
休日勤務手当	祝日法による休日、年末年始の休日などにおいて、勤務することを命ぜられた職員に支給 (勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、135/100を乗じて得た額を支給)	同		3,528千円	47,040円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日、年末年始の休日において勤務した場合に支給 (勤務1回につき、勤務時間に応じて4,000円～6,000円を支給)	同		174千円	14,500円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	760,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000円 / 580,800円
	副 町 長	612,000円	760,000円 / 522,000円
	報 酬	議 長	325,000円
	副 議 長	260,000円	430,000円 / 202,000円
	議 員	236,000円	400,000円 / 174,000円
期 末 手 当	町 長	(令和4年度 支給割合)	
	副 町 長	3.30月分	
	議 長	(令和4年度 支給割合)	
	副 議 長	3.30月分	
	議 員		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 760,000円 × 48月 × 0.417	(1期の手当額) 1,521万円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	612,000円 × 48月 × 0.248	729万円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

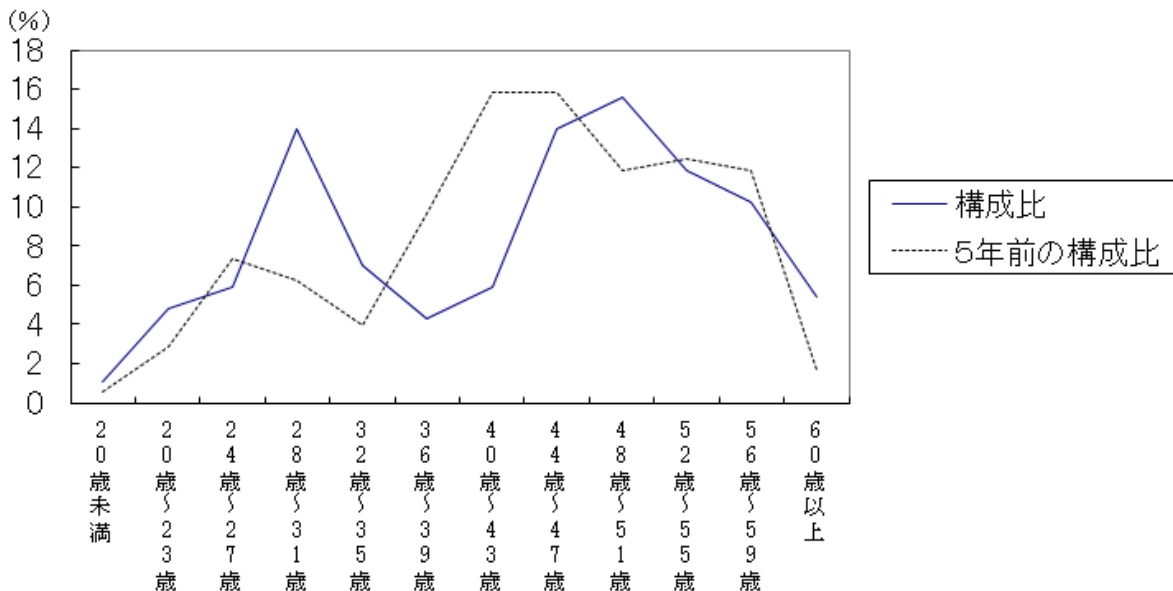
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数 (人)			主 な 増 減 理 由
			令和4年度	令和5年度	増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	49	56	7	職員配置による増
		税 務	16	16	0	
		民 生	16	17	1	
		衛 生	18	15	▲ 3	欠員不補充による減
		農 林	15	15	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	12	13	1	業務量増加による増
		小 計	131	137	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.49 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.99 人)
	教育部門	20	21	1	業務量増加による増	
	消防部門					
小 計	151	158	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.86 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 66.46 人)		
公営企業等会計部門	病 院					
	水 道	7	7	0		
	下 水 道	4	4	0		
	国 保	7	7	0		
	介 護	10	10	0		
	小 計	28	28	0		
合 計		179 【205】	186 【205】	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.59 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 【 】内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	11人	26人	13人	8人	11人	26人	29人	22人	19人	10人	186人
構成比	1.08%	4.84%	5.91%	13.98%	6.99%	4.30%	5.91%	13.98%	15.59%	11.83%	10.22%	5.38%	100.00%

(3) 職員数の推移

部 門 別 \ 年 度	30年	31年	R2	R3	R4	R5	過去5年間の増減数(率)
一般行政	129	132	129	130	131	137	8 (1.6 %)
教 育	22	19	19	19	20	21	▲ 1 (▲4.8 %)
警 察							(%)
消 防							(%)
普通会計 計	151	151	148	149	151	158	7 (▲0.7 %)
公営企業等会計 計	26	28	28	28	28	28	2 (7.7 %)
総 合 計	177	179	176	177	179	186	9 (1.7 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況
 ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	332,226	68,553	39,360	11.8	13.3

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり総給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
令和4年度	7人	25,402 千円	3,048 千円	10,910 千円	39,360 千円	5,623 千円	6,018 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員は含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三股町	41.3 歳	301,700 円	419,167 円
他団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事業者	歳	円	円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。
 (注) 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三股町上水道事業	三股町(一般行政職)	三 股 町
1人当たり平均支給額(令和4年度 決算)	1人当たり平均支給額(令和4年度 決算)	1人当たり平均支給額(令和4年度 決算)
1,558 千円	1,520千円	1,518千円
令和2年度 支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	令和2年度 支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	令和2年度 支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

三股町上水道事業				三股町(一般行政職・団体平均等)					
(支給率)	自己都合		応募・定年		(支給率)	自己都合		応募・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額 - 千円				1人当たり平均支給額 19,419千円 千円					

令和3年度

ウ 地域手当 ※支給実績なし

支給実績(平成 年度 決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成 年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当

支給実績(令和4年度 決算)					36,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度 決算)					36,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)					14.28%
手当の種類(手当数)					1 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	令和4年度	左記職員に対する支給単価	
監視手当	監視従事職員	中央地区水源施設施設の監視業務	36千円	月額3,000円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度 決算)	1,103千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度 決算)	158千円
支給実績(令和3年度 決算)	994千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度 決算)	142千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 令和4年度	支給職員1人当たり 平均支給年額 令和4年度
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外10,000円等 他	同		909 千円	227,250円
住居手当	貸家の場合、家賃が16,000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27,000円まで	同		250 千円	250,000円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		133 千円	44,333円
管理職手当	給料月額×支給率(6%・10%) (管理職区分に応じて)	異	国は給料月額の100分の25の範囲内で、職務の級別等により定額支給	540 千円	540,000円
休日勤務手当	祝日法による休日、年末年始の休日などにおいて、勤務することを命ぜられた職員に支給 (勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、135/100を乗じて得た額を支給)	同		0 千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日、年末年始の休日において勤務した場合に支給 (勤務1回につき、勤務時間に応じて4,000円～6,000円を支給)	同		0 千円	0円

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の概要

行政をとりまく環境の変化に的確に対応し、行政機能をより一層向上させ、住民が満足する質の高いサービスを提供できる職員を育成する取り組みが必要であり、人材育成という視点から職員一人ひとりの政策形成能力・法務能力・公務責任能力等の向上を図るための研修を行なっている。

(2) 職員の研修の実施状況(令和4年度 実績)

- ① 一般研修 一般職員研修、新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修、現任管理職研修 受講者は46名。
- ② 能力開発研修 OA研修 受講者は1名。
- ③ 専門研修 契約事務(基礎)研修、児童虐待防止セミナー、債権徴収事務研修(私債権)等 受講者は5名。
- ④ 派遣研修 なし
- ⑤ 庁内研修 コロナの影響で中止。
- ⑥ その他 新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修が中止となっている。また、各課、各係において、それぞれ専門研修を行っている。

(3) 職員の勤務成績の評定の状況

本町では、年一回その年度の職員の勤務状況进行评估し、その評価の結果を基にし、能力・経歴等を参考に人事異動や昇格・昇給等を行い、適材適所の徹底を図っている。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- ・職員の健康保険・年金などの共済制度については、地方公務員法・地方公務員等共済組合法により、宮崎県市町村職員共済組合で実施されている。
- ・共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡などに対して給付を行う短期給付事業、退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う長期給付事業、健康診査などの健康保持増進事業、保養施設の運営・住宅資金の貸し付け等を行う福祉事業を行っている。
- ・町では、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを促進するため職員安全衛生委員会等を開催し、職員の健康管理として職員が心身ともに健康な状態で安心して業務に従事できるよう、健康診断・保健指導などを実施している。
- ・その他の福利厚生制度では、職員の福利厚生・親睦等を図ることを目的に、互助組織を設けており、健康保持のための支援を実施している。

(参考)職員互助会の状況(令和4年度 実績)

(単位:千円)

団体名	会員数(人)	総事業費	町補助額	補助対象事業(主な内容)
三股町職員厚生会	197	1,772	838	・人間ドック等 (782)

(2) 職員の利益の保護の状況

職員には、地方公務員法の定めるところにより、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関して、公平委員会に対して適切な措置が執られるよう要求することができる。また、懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合にも、公平委員会へ不服申立てをすることができる。